

平成 25 年 8 月 4 日

第 3 回議会改革検討委員会要録

日 時 8 月 2 日（金）10 時～11 時 07 分
場 所 議会委員会室
出 席 堀内、服部、辻、長岡、東、芳倉
富木
欠 席 康村、吉川
資 料 「市民と議員の条例づくり交流会議 2013」研修報告

1. 議案に関する資料の取り扱いについて

○第 2 回委員会での意見を踏まえて、委員長において総務部と折衝、確認を行った。議会基本条例において第 8 条（議会審議における論点情報の形成）及び第 9 条（予算及び決算における政策説明）を規定しており、これが理事者からの資料配布と議会からの資料請求の根拠であることを確認した。

○議案に関する資料の扱いは、次の通りとする案で協議した。

① 理事者は、従来の資料請求の状況を踏まえて、先ず議案配布時に積極的に議案に関する資料を提出するものとする。9 月議会の場合は、決算概要、決算データと主要事業報告、新旧対照表として提出する。

② 議案配布日の翌日中に、議会において理事者提出資料以外に追加を必要とする資料がある場合は、議会として議長から一括請求する。そのために議案配布の翌日午前中に、さらに追加資料の請求を必要とする議員が議会に参集し、協議・リストアップのうえ議長に申し出る。

○提出資料の範囲については、決算議会であることから昨年 9 月議会の資料に準じて提出される。9 月議会終了後、改めて資料の扱いについて協議する。

○議案審議に関連して請求される資料や一般質問、議員の文書による質問（議会基本条例第 7 条第 3 号の規定）は、議案に関する資料の取り扱いとは別途とする。

○委員会として協議の結果、上記資料の扱いを承認し、議長に答申することになった。

2. 議会報告会の課題について

○議会報告会のテーマについては、①議会基本条例の施行と議会改革への取り組み（インターネット中継等ほか）、②土地開発公社の解散と第三セクター借り入れ、③24 年度決算審査と今後の課題ほか考えられる。

○意見交換を重視した議会報告会の運営が求められている。報告時間の割り振り、住民意見の整理と答弁方のやり方を十分検討する必要がある。

○24 年度決算については、第三セクター改革推進債借り入れと中長期財政計画との関連で報告するのが望ましいとの意見があった。

○準備する資料については、決算数字を家計簿に置き換える（鳥羽市住民説明会資料の事例）など、住民に分かりやすく親しみやすい作り方が望まれるとの意見があった。

○議長より「議会報告会の準備のため、8 月中に各委員長に参集頂き協議したい」との発言があった。

3. 議会インターネット中継の経過について

○前回、「インターネット中継のやり方についてもう少し他の業者の話も聞き、方向性を出してはどうか。議会報告会でも説明し住民の意見を聞く必要がある。」との意見があった。改めて別の業者からタッチパネル方式によるコントロールシステムと赤外線マイクシステムの提案があり、窮屈な日程のなかで7月12日（金）にデモンストレーションと説明を正・副議長、前議長、委員長、事務局で受けた。

○タッチパネル方式による議場映像収録のコントロールシステムは、全国議会インターネット中継の主流になりつつあり、その操作はパソコンが扱える者であれば容易に可能である。

○実際に操作に当たった事務局係長から報告を行った。「この委員会室で行った。操作した感想であるが、どの職員が使ってもボタンさえ押せばその議員に自動的にカメラアングルを振ることが出来る。上牧町議会に併せてタッチパネルをアレンジ出来る。画面も1画面だけでなく2画面構成も可能であり、それをそのままインターネット中継に流せる。一般質問に関しては残時間の表示も可能であり、なかなかよい機械だと思う。」

○補足として、パソコン上の議席画面をクリックするなり、パネル画面にタッチすることで容易に操作出来る。例えば議長が発言するとなれば、画面の議長席にタッチすれば自動的にカメラが議長席を写しだし、町長が発言するとなれば町長席にタッチするといった具合である。同時に発言者名のテロップが自動的に表示もされる。最小となる人員配置との関係も含めて全国的に普及し始めており、大変重宝されている。それぞれの議会予算に合わせて色んなプラン設定も出来る点も注目される。

○「インターネット中継をやるのかやらないのか」次の議会報告会で報告し、意見を聞けるように早急に詰めを急がなければならない。その上で議会として実施するのかどうかを決めることが出来るように、準備だけはしっかり進めるべきだとの意見があった。

○今後の進め方として、タッチパネル方式を除いて議会インターネット中継は進めて行けない状況にある。この方式をどれだけアレンジして行けるか、これまで相談してきた業者との協議を進めてはどうか。どの様なシステムを構築するのか、住民に説明するうえでもどの程度の予算を必要とするのか、もう少し具体的に詰めておく必要がある。

○今後の進め方として、10月に予定している議会報告である程度具体的な話が出来るように、方式と予算を含め理事者側・総務部にも協力を求めて、議長を中心に詰めの作業を急ぐこととする。従前に相談したホームページ委託業者への対応も含めて進めることとする。

4. その他

○議会の立場は、理事者とは違う。常に同じ意見であれば議会には必要が無い。違う意見を以て臨むのが基本である。議会報告会においても、議会としての見解を示すべきである。決算報告においても住民にとっての課題を示して議論し、意見を聞くことが必要である。

○自治体議会改革フォーラム「条令づくり交流会議 2013」研修報告

・全国自治体議会の運営に関する実態調査では、何らかの改革に取り組む議会は4分の3に達している。議会基本条例制定は24年末で371議会（全自治体の20.7%）、25年末では559議会（同31.9%）に達する見込みである。議会報告会等は634議会、インターネットによる動画配信は559議会と急増している。

・議会報告会は、議会で決まったことの報告から、市民との対話をどう進めるかの段階になっている。福井県永平寺町議会では「議会と語ろう会」と名称も変更をし、町民からの意見に対する議会としての回答ダイジェスト版を全戸配布している。

・読んでもらえる議会だよりへの取り組みが進んでいる。東京都あきる野市議会が「市民に手にとってもらえる議会だより」をコンセプトに取り組んでいる。タイトルを「あきる野市議会だより」から「あきる野市議会だより ギカイの時間」に、25年2月号からリニューアル。巻頭の特集ページを「子育てママ×市議会」「若手農業者×市議会」等の幅広い世代に参加を求め、裏表紙に小学生が語るコーナーを新設し各小学校を持ち回りで掲載、保護者やPTAを巻き込む狙いがある。

・議会のIT化が大きな広がりになっている。三重県鳥羽市議会基本条例は、平成23年4月に施行。議会報告会と意見交換会は、21～24年度に120個所で開催し、延べ2,504人の市民が参加し。議会のIT化を積極的に推進、全国的に先進的な取り組みとして評価されている。①地方議会で初めてtwitterの活用を始め、議会公式LINEの試験運用開始、②ほぼ全ての会議をUstreamやYouTubeで配信し、「議会の見える化」に取り組む、③議員のタブレット端末契約により、通知や資料のメール配信、議場内モニターでのパネル使用、④全ての会議へのパソコンやタブレット端末持ち込み可能など。

○全国町村議長会「町村広報誌研修」報告

・10月発行の上牧町議会だよりから、見やすい広報誌を目指して編集の改変を行っている。今回のテーマは「伝える広報」から「伝わる広報」へであった。

・広報誌に使う日本語は、「正しい」「美しい」「分かりやすい」ことが大切である。広報誌は1枚の紙ではなく、立体的な媒体であるとの考え方を教えられた。目線であるとか余白であるとか、見やすい広報誌を目指すことが大切である。

・写真の扱いとして、四季の行事を撮るにしても住民をその中に入れて行く、町民の活気を出して行く等の工夫が要る。議案、予算、質疑、一般質問等それぞれのテーマに沿った写真も使えばよい。

・広報誌のクリニックでは、企画・編集にはどのような目線で広報誌を作るのか、議会の専門用語に解説を付けて行く。紙面が流れているのか、1枚ずつ別のものになっていないかが問われる。読者に手に取ってもらえるような遡及力、誘因力があるのか、目次一つで広報誌が身近に感じてもらうのか等の広義を受けた。

・議会改革の一つとしての広報誌の取り扱い事例では、議員自ら駅頭で配布したり、議会報告会で配布、議員が広報誌を持ち歩き住民に配る例もあった。

次回開催日程は、9月3日（火）午前10時～

以上